

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

飯田市は、特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

飯田市長

## 公表日

令和8年3月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年3月31日終了】  (2) 長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】  (3) 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年5月12日終了】  (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援給付金(3万円)の支給事務【令和5年10月31日終了】  (5) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務【令和6年3月15日終了】  (6) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務【令和6年5月31日終了】  (7) 令和5年度飯田市物価高対策生活支援給付金(10万円)の支給事務【令和6年6月28日終了】  (8) 令和5年度飯田市物価高騰対策こども支援追加給付金(5万円)の支給事務【令和6年8月31日終了】  (9) 令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯支援給付金(10万円)の支給事務【令和6年9月30日終了】  (10)令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯こども支援追加給付金(5万円)の支給事務【令和6年10月31日終了】  (11)令和6年度飯田市物価高騰対策定額減税補足給付金(調整給付・当初給付)の支給事務【令和6年11月30日終了】  (12)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯支援給付金(3万円)の支給事務【令和7年8月31日終了】  (13)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯こども支援追加給付金(2万円)の支給事務【令和7年8月31日終了】  (14)令和6年度長野県価格高騰特別対策支援金(2万円)の支給事務【令和7年9月30日終了】  (15)令和6年度長野県価格高騰特別対策こども支援追加支援金(2万円)の支給事務【令和7年9月30日終了】</p>
③システムの名称	特別定額給付金システム 統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
市町村民税情報ファイル 宛名情報ファイル 口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法 第9条第1項、別表 第135項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 実施する  2) 実施しない  3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠  番号利用法 第19条第8号  行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年総務省令第9号)第2条の表 第160項及び第162条  公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p> <p>■情報提供  なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)及び(15) : 福祉課 前1. (3)、(17) : 保育家庭課 前1. (6) : 市民課 前1. (11)及び(16) : 税務課
②所属長の役職名	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)及び(15) : 福祉課長 前1. (3)、(17) : 保育家庭課長 前1. (6) : 市民課長 前1. (11) 及び(16): 税務課長

<b>6. 他の評価実施機関</b>	
なし	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	飯田市大久保町2534番地 飯田市 総務部税務課、市民協働環境部市民課、福祉部福祉課又はこども未来健康部保育家庭課(前5. ①の区分に準じる。)
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	飯田市 総務部税務課、市民協働環境部市民課、福祉部福祉課又はこども未来健康部保育家庭課(前5. ①の区分に準じる。) 電話0265-22-4511
<b>9. 規則第9条第2項の適用</b> <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

<b>1. 対象人数</b>	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日
<b>2. 取扱者数</b>	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日
<b>3. 重大事故</b>	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

<b>しきい値判断結果</b>
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務を行う際は、当該事務に関するガイドライン等に従い、住基ネット照会を行う際の4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、本人情報を情報端末から取り出すことはないため、記録媒体の保管については手作業は介在しない。さらに、次の局面では特定個人情報取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・本人情報のデータベースへの入力 ・本人情報が記載された申請書の廃棄 等	
9. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検	[ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ <input type="checkbox"/> ] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手はI2.に掲げるシステムにより行うこととしているところ、あらかじめ設定された管理番号の範囲についてのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっており、対象者以外の情報を入手することはない。また、別部署から情報の提供を受ける場合は、専用回線を用いて必要な情報のみの提供を受けており、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月10日	新規作成				
令和5年6月1日	対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和5年6月1日	取扱者数	500人以上	500人未満	事前	
令和6年1月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定している特定公的給付の支給を実施するため、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①特定公的給付の審査及び決定に関する事務 ②特定公的給付の給付金申請書の受理、審査及び決定に関する事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年3月31日終了】 (2) 長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金(3万円)の支給事務【令和5年12月31日終了】 (3) 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金(1万円)の支給事務【令和5年5月12日終了】 (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務 (5) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務</p>	事前	
令和6年1月1日	個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一 第101項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第74条	番号利用法 第9条第1項、別表第一 第101項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第五号) 第74条	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<p>■情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二 第121項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第59条の4</p> <p>■情報提供 なし</p>	<p>■情報照会の根拠 番号利用法 第19条第8号、別表第2 第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第七号) 第59条の4</p> <p>■情報提供 なし</p>	事前	
令和6年1月1日	部署	飯田市健康福祉部福祉課	飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉課 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金の支給事務:子育て支援課 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金の支給事務:市民課	事前	
令和6年1月1日	所属長の役職名	課長	飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉課長 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金の支給事務:子育て支援課長 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金の支給事務:市民課長	事前	
令和6年1月1日	請求先	飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 健康福祉部福祉課	飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。)	事前	
令和6年1月1日	連絡先	飯田市役所 健康福祉部福祉課 電話0265-22-4511 内線5712	飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。) 電話0265-22-4511	事前	
令和6年1月1日	対象人数	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	
令和6年1月1日	取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年1月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月25日	I 1. ②	(略) (1)~(3) (略) (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務 (5) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務	(略) (1)~(3) (略) (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援給付金(3万円)の支給事務【令和5年10月31日終了】 (5) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務【令和6年3月15日終了】 (6) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務【令和6年5月31日終了】 (7) 令和5年度飯田市物価高対策生活支援給付金(10万円)の支給事務 (8) 令和5年度飯田市物価高騰対策こども支援追加給付金(5万円)の支給事務 (9) 令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯支援給付金(10万円)の支給事務 (10)令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯こども支援追加給付金(5万円)の支給事務 (11)令和6年度飯田市物価高騰対策定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	事前	
令和6年5月25日	I 5. ①	飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉課 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金の支給事務:子育て支援課 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金の支給事務:市民課	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10) : 福祉課 前1. (3) : 保育家庭課 前1. (6) : 市民課 前1. (11) : 税務課	事前	
令和6年5月25日	I 5. ②	飯田市住民税非課税世帯等に対する生活応援給付金、長野県・飯田市生活困窮世帯緊急支援金及び令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金の支給事務:福祉課長 令和4年度飯田市子育て世帯への子育て応援給付金の支給事務:子育て支援課長 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金の支給事務:市民課長	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10) : 福祉課長 前1. (3) : 保育家庭課長 前1. (6) : 市民課長 前1. (11) : 税務課長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月25日	I 7.	飯田市大久保町2534番地 飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。)	飯田市大久保町2534番地 飯田市 総務部税務課、市民協働環境部市民課、福祉部福祉課又はこども未来健康部保育家庭課(前5. ①の区分に準じる。)	事前	
令和6年5月25日	I 8.	飯田市役所 健康福祉部 福祉課、子育て支援課又は市民課(前5. ①の区分に準じる。) 電話0265-22-4511	飯田市 総務部税務課、市民協働環境部市民課、福祉部福祉課又はこども未来健康部保育家庭課(前5. ①の区分に準じる。) 電話0265-22-4511	事前	
令和7年1月1日	I 1. ②	(略) (1)~(3) (略) (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援給付金(3万円)の支給事務【令和5年10月31日終了】 (5) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務【令和6年3月15日終了】 (6) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務【令和6年5月31日終了】 (7) 令和5年度飯田市物価高対策生活支援給付金(10万円)の支給事務 (8) 令和5年度飯田市物価高騰対策こども支援追加給付金(5万円)の支給事務 (9) 令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯支援給付金(10万円)の支給事務 (10)令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯こども支援追加給付金(5万円)の支給事務 (11)令和6年度飯田市物価高騰対策定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	(略) (1)~(3) (略) (4) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援給付金(3万円)の支給事務【令和5年10月31日終了】 (5) 令和5年度飯田市原油価格・物価高騰対策生活応援追加給付金(7万円)の支給事務【令和6年3月15日終了】 (6) 令和5年度長野県飯田市物価高騰対策生活支援金(1万円)の支給事務【令和6年5月31日終了】 (7) 令和5年度飯田市物価高対策生活支援給付金(10万円)の支給事務 (8) 令和5年度飯田市物価高騰対策こども支援追加給付金(5万円)の支給事務 (9) 令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯支援給付金(10万円)の支給事務 (10)令和6年度飯田市物価高騰対策低所得世帯こども支援追加給付金(5万円)の支給事務 (11)令和6年度飯田市物価高騰対策定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 (12)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯支援給付金(3万円)の支給事務 (13)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯こども支援追加給付金(2万円)の支給事務 (14)令和6年度長野県価格高騰特別対策支援金(2万円)の支給事務 (15)令和6年度長野県価格高騰特別対策こども支援追加支援金(2万円)の支給事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月1日	I 3.	番号利用法 第9条第1項、別表 第135項	番号利用法 第9条第1項、別表 第135項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	事前	
令和7年1月1日	I 4. ②	<p>■情報照会の根拠 番号利用法 第19条第8号、別表第2 第121項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第59条の4</p> <p>■情報提供 なし</p>	<p>■情報照会の根拠 番号利用法 第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和6年総務省令第9号)第2条の表 第160項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条</p> <p>■情報提供 なし</p>	事前	
令和7年1月1日	I 5. ①	<p>前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)：福祉課 前1. (3)：保育家庭課 前1. (6)：市民課 前1. (11)：税務課</p>	<p>前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)：福祉課 前1. (3)：保育家庭課 前1. (6)：市民課 前1. (11)：税務課</p>	事前	
令和7年1月1日	I 5. ②	<p>前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10)：福祉課長 前1. (3)：保育家庭課長 前1. (6)：市民課長 前1. (11)：税務課長</p>	<p>前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)及び(13)：福祉課長 前1. (3)：保育家庭課長 前1. (6)：市民課長 前1. (11)：税務課長</p>	事前	
令和7年1月1日	I 9.	(項目なし)	(空欄)	事前	
令和7年1月1日	II 1.	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	
令和7年1月1日	II 2.	令和6年1月1日時点	令和7年1月1日時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月1日	IV8.	(項目なし)	<p>十分である</p> <p>マイナンバー利用事務を行う際は、当該事務に関するガイドライン等に従い、住基ネット照会を行う際の4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、本人情報を情報端末から取り出すことはないため、記録媒体の保管については手作業は介在しない。さらに、次の局面では特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人情報のデータベースへの入力</li> <li>・本人情報が記載された申請書の廃棄 等</li> </ul>	事前	
令和7年1月1日	IV11.	(項目なし)	<p>十分である</p> <p>特定個人情報の入手は I 2. に掲げるシステムにより行うこととしているところ、あらかじめ設定された管理番号の範囲についてのみ対象者の情報を入手できるシステムとなっており、対象者以外の情報を入手することはない。また、別部署から情報の提供を受ける場合は、専用回線を用いて必要な情報のみの提供を受けており、不要な情報の入手が行われることはない。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年5月1日	I 1. ②	(略) (1)～(10) (略) (11)令和6年度飯田市物価高騰対策定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務 (12)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯支援給付金(3万円)の支給事務 (13)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯子ども支援追加給付金(2万円)の支給事務 (14)令和6年度長野県価格高騰特別対策支援金(2万円)の支給事務 (15)令和6年度長野県価格高騰特別対策子ども支援追加支援金(2万円)の支給事務	(略) (1)～(10) (略) (11)令和6年度飯田市物価高騰対策定額減税補足給付金(調整給付・当初給付)の支給事務【令和6年11月30日終了】 (12)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯支援給付金(3万円)の支給事務 (13)令和6年度飯田市物価高騰対策非課税世帯子ども支援追加給付金(2万円)の支給事務 (14)令和6年度長野県価格高騰特別対策支援金(2万円)の支給事務 (15)令和6年度長野県価格高騰特別対策子ども支援追加支援金(2万円)の支給事務 (16)令和7年度飯田市物価高騰対策定額減税補足給付金(調整給付・不足額給付)の支給事務	事前	
令和7年5月1日	I 5. ①	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)及び(15) : 福祉課 前1. (3) : 保育家庭課 前1. (6) : 市民課 前1. (11) 税務課	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)、(10)、(12)、(13)、(14)及び(15) : 福祉課長 前1. (3) : 保育家庭課 前1. (6) : 市民課 前1. (11) 及び(16) : 税務課	事前	
令和7年5月1日	I 5. ②	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10) : 福祉課長 前1. (3) : 保育家庭課長 前1. (6) : 市民課長 前1. (11) : 税務課長	前1. (1)、(2)、(4)、(5)、(7)、(8)、(9)及び(10) : 福祉課長 前1. (3) : 保育家庭課長 前1. (6) : 市民課長 前1. (11) 及び(16) : 税務課長	事前	

